

仙台市の日影規制

※宮城県内（仙台市を含む。）の日影規制は「宮城県建築基準条例」に定められています。
参考資料として規制値を掲載します。

（１）規制値

対象地域	建築基準法 別表第 4 (に) 欄	制限を受ける 建築物	平均地盤面 からの高さ	参考	
				日影時間	
				敷地境界線から 10m以内	敷地境界線から 10m超
第一種低層住居 専用地域, 第二種低層住居 専用地域	(1)	軒の高さ 7 m 超 又は 3 階以上	1. 5 m	3 時間	2 時間
第一種中高層住 居専用地域, 第二種中高層住 居専用地域	(2)	高さ 1 0 m 超	4. 0 m	4 時間	2. 5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(2)	高さ 1 0 m 超	4. 0 m	5 時間	3 時間

※工業地域, 工業専用地域, 商業地域, 市街化調整区域は規制がありません。

（２）太陽方位角

仙台市は北緯 3 8 度 3 0 分における値を採用します。

※詳細は各区役所街並み形成課にお問い合わせ願います。